

総務委員会会議録要旨

開会日	平成30年7月6日(金) 午前10時45分
閉会日	平成30年7月6日(金) 午前11時08分
場 所	長久手市役所西庁舎 第7・第8会議室
出席委員	委員長 なかじま和代 副委員長 上田 大 委 員 岡崎つよし 川合保生 木村さゆり さとうゆみ
欠席委員	な し
欠 員	な し
会議事件のため出席した者の職氏名	市長 吉田一平 総務部長 青山 均 次長兼財政課長 浦川 正 課長補佐(財政担当) 嵯峨 剛 安心安全課長 南谷 学 建設部長 角谷俊卓 次長兼都市計画課長 加藤英之 課長補佐 大橋勝芳 建築係長 樋口展行 次長兼教育総務課長 山端剛史 計 10人
職務のため出席した者の職氏名	委員外議員 青山直道 議会事務局長 福岡隆也 主幹 貝沼圭子 主任 飯田純子
会 議 録	別紙のとおり

別紙

委員長 開会宣言

市長 あいさつ

議案第 55 号 平成 30 年度長久手市一般会計補正予算（第 2 号）

財政課長 議案第 55 号について説明

木村委員 ブロック塀等撤去費補助制度が平成 30 年 7 月 9 日から施行されることだが、大阪府北部を震源とする地震直後にブロック塀等を撤去した方に対して、遡って適用されるのか。

都市計画課長 適用されない。

さとう委員 市民に配付されるチラシはどのようなものか。ブロック塀等という表記の仕方では、レンガ造や石造の塀にも適用されるかが分かりにくいのではないか。

都市計画課長 「ブロック塀の安全確認について」というチラシを配付する予定である。チラシには生垣設置補助金や点検のチェックポイントも掲載している。ホームページ等も活用し、詳細に周知していきたい。また、対象となる塀は組積造の塀であり、モルタルで積み上げた塀である。問い合わせがあった場合は丁寧に説明していきたい。

さとう委員 交付申請があった場合、対象となるかはどう判断するのか。

都市計画課長 交付申請には、案内図、平面図、何をどこまで撤去するのかを示した書類、見積書の写し、現地の写真を提出してもらおう。また、工事完了後は実績報告をしていただき、領収書の写し、工事前後の写真、廃棄物の処分に関する書類等を提出してもらおう。また、実際に現地の確認も行う。

さとう委員 チラシには「ブロック塀等の所有者の皆様におかれましては、安全に管理する義務があります。」とあるが、違法なブロック塀を放置したことにより、所有者はどのような賠償責任が生じるか。法律上責任を負う場合はあるのか。

建設部長 賠償責任については民事裁判によるため、市役所では判断できない。

さとう委員 公共施設において撤去すべきブロック塀等があったか。

財政課長 各施設管理者が点検した結果、法に不適合な塀が 1 件あった。

さとう委員 不適合な塀はどこのものか。また、いつ撤去するのか。

教育総務課長 長久手中学校にあるテニスの壁打ちの塀である。高さが約 2.8 メートルであった。現在はカラーコーンを設け、近づくことができないよう処

置している。また、撤去費の見積もりを徴収している段階であり、早急に対応したいと考えている。

岡崎委員 チラシを配付するとのことだが、教育委員会はどのように関わるのか。

教育総務課長 関係部署と協議中である。近日中に保護者へ周知したいと考えている。

岡崎委員 教育長は何度も「地域とともにある学校」と発言されているため、教育委員会も積極的に関わってほしい。ブロック塀等撤去に関して、生活弱者に対する優遇制度はあるか。

都市計画課長 優遇制度はない。課題のひとつとして認識している。

岡崎委員 公共施設の調査結果は公表しないのか。

財政課長 公表するかどうかは決まっていない。今後検討していく。

なかじま委員 点検を受けて安全なブロック塀であるのに、周りから疑いをかけられる場合もある。撤去よりも調査や診断に対しての補助が必要ではないか。

都市計画課長 所有者が点検し、専門家に相談した上での判断となる。調査、診断は所有者の管理責任と考えており、今回の補助制度には含まれない。

なかじま委員 専門家の判断に対して補助をしている市町もある。点検した結果、安全なブロック塀であることがわかるような目印をつけないか。

都市計画課長補佐

ブロック塀の安全に関する目印は、専門知識を持った職員がいらないため難しい。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

委員長報告は委員長及び副委員長に一任とすることを確認

委員長 閉会宣言

午前 11 時 08 分 終了

以上、要点筆記は会議内容と相違ないので署名する。

平成 30 年 7 月 6 日

総務委員会委員長 なかじま和代